

地域ケア会議と在宅療養連携会議の一体的実施について

1. 概要

これまで別々に実施していた地域ケア会議と在宅療養連携会議の会議体制を見直し、両会議を一体的に実施することにより、地域の課題解決、多職種連携等を推進する。

2. 見直し経緯

- ・高齢者地域ケア会議について、在宅療養連携会議と目的や内容、参加団体が重複していたことから、検討体制や検討方法を見直すことで、より効率的に協議を行い、スピード感を持って地域包括ケアを推進するよう、高齢者地域ケア会議から会議体制の見直しの意見をいただいた。
- ・在宅療養連携会議は、医療と介護の連携が進むにつれ、医療・介護の専門職だけでは解決できない、福祉分野や地域とのつながりが必要なケースが注目されてきた。
- ・会議の見直しの方向性や課題抽出のため、参加団体へヒアリングを行い、会議の方針案を作成した。

3. 目的

「誰も一人にさせないまち」の実現を目指します。

- (1) 市民が地域において安心して医療・介護を受けることができるようにするため、医療関係者、介護関係者等の連携を深めることを目的に関係機関のネットワークを構築する。
- (2) 既存の制度による解決が困難な、いわゆる「制度のはざま」の問題や、複合的な課題に対応するため、地域のつながりをさらに強化する手法や地域課題の解決を図る。

4. 会議内容

- ・全体会議、専門部会を開催します。
- ・専門部会は、テーマ(課題)に応じて必要なメンバーを集める会議とし、専門職、行政を含めて自由な意見交換ができる場とする。
- ・令和3年度は、以下のテーマ案を設定した。審議事項ごとに委員構成や会議の進行方法などの会議体制の見直しを行う。

【専門部会テーマ】

- ①複合的な課題(困難事例)検討専門部会
- ②食・口腔ケア専門部会
- ③コロナフレイル対策専門部会
- ④入退院・在宅療養連携専門部会

5. 高齢者地域ケア会議で実施していた「養護老人ホーム等の入所判定に係る審査」と「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護についての検討」の位置づけ

(1) 養護老人ホーム等への入所判定に係る審査

原則として、福祉事務所内ケース方針会議で行い、必要に応じて医師や介護支援専門員、地域包括支援センターから意見を聴取し入所判定を行う。

(2) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護についての検討

「届出のあったケアプランの検討会議」に名称変更し、特定の委員を構成員とするのではなく、届出のあった個々のケアプランに対応した専門職とともに地域ケア個別会議で検討する。

6. 地域ケア会議及び在宅療養連携会議のイメージ図

